

第1型 会場講習

京都府知事指定（京都府告示第330号）

平成29年度 クリーニング業務従事者講習 の開催について

（公財）京都府生活衛生営業指導センター
協力：京都府生活衛生課・各保健所／京都市医務衛生課・医療衛生センター

クリーニング業務に従事されている業務従事者の方は、3年に一度京都府知事が指定する講習を受講することが「クリーニング業法」により義務づけられています。該当される方は必ず受講してください。

第1型（会場講習）

会場で受講を行う講習です。

受講対象の方

- クリーニング師を除く業務従事者の方で、前回の受講日から3年以上経過している方（前回受講日が平成27年3月31日までの方）
- 一度も受講していない方

受講対象であるかの確認方法は裏面をご覧ください。

第1型講習が都合により受講できない方（遠隔地居住者、持病等で会場講習の受講が困難な方を含みます。）については、第2型講習（自宅学習による通信講習）を実施いたします。
同封のご案内をご一読の上、受講してください。

1 日 時 平成29年11月19日（日）

13:00～17:00（※）

※当日の「時間割」は「受講票」と同封の上、お送りいたします。

2 場 所 京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）

- 地下鉄烏丸線 丸太町駅下車 5番出口（会館と直結）
京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
電話（075）222-1777（代表）

3 受講科目 衛生法規及び公衆衛生・洗濯物の受取、保管及び引渡し洗濯物の処理・繊維及び繊維製品

4 受講料 4,500円（テキスト代を含む。）

5 申込方法 同封の払込取扱票【業務従事者講習 第1型 申込書】の通信欄に必要事項をすべてご記入の上、受講料を添えて最寄のゆうちょ銀行（郵便局の窓口又はATM）に払い込んでください。

- 振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。（郵便局のATMをご利用いただきますと、手数料が窓口での払込みより50円安くなります。）

6 申込締切日 平成29年10月27日（金）まで

- 会場の定員により、申込期間中でも満席になりましたら締め切ります。お早めにお申込みください。
- 事業所で一括して受講申込みをご希望される場合は、事前に当センターまでお電話ください。

7 その他 申込みの方には、開催日の1週間前に「時間割」と「受講票」をお送りします。

- 11月14日までに受講票が勤務するお店に届かない場合は、当センターまでお電話ください。

<問合せ・申込み先>

公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター

〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90

TEL (075) 722-2051 / FAX (075) 711-6123

受付：月曜日～金曜日（祝日を除く。）10:00～16:00

詳細は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.kyoto-seel.com/ci-kensyukousyu.html>

京都 クリーニング研修・講習



お預かりしますあなたの情報につきましては、クリーニング師研修・業務従事者講習事務以外では利用いたしません。

お客様は安全・安心を求めています。クリーニング業法で定められたクリーニング業務従事者講習を3年に一度受講しましょう。

講習では、平成28年12月1日から適用となった衣類の「取扱い表示」（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法 JIS L 0001）のポイントを中心に、改訂クリーニング事故賠償基準や感染症対策等、クリーニング業界が消費者から求められている諸問題を取り上げます。予防衛生やクレーム対策等の正しい知識を習得し、お客様に信頼されるお店作りにお役立てください。

◆講師プロフィール◆

○衛生法規及び公衆衛生

しおみ おさむ
塩見 修 氏

元京都府宇治保健所衛生課長



獣医師。生活衛生業に関する公衆衛生学の講師を多数務める。業務を安全・円滑に行うための『衛生法規と公衆衛生の実践』について、ユーモアとわかりやすい言葉で伝える熱心な講義には定評がある。

○洗濯物の受取、保管及び引渡し
○洗濯物の処理
○繊維及び繊維製品

にしやま まこと
西山 誠 氏

クリーニング師・繊維製品品質管理士



昭和62年より家業を継承。クリーニング事故解析を得意とし、事故事例のデータ化や後進指導など業界の向上に貢献。入念な事前準備で臨む講義は『肌に染み入るような解説』と称されている。

受講された方には、「修了証書」「修了済ステッカー」を交付しています。

講習の修了者については、京都府知事に受講修了の報告を行っています。また、修了者には修了証書と修了済ステッカーを交付しており、店頭等に掲示することにより、お客様に「法令順守の店」として信頼できるお店であることをPRすることができます。

受講対象であるかの確認方法について

前回受講日の「修了証書」又は「修了済ステッカー」をご確認ください。

修了証書



●「修了済ステッカー」

の年度が、平成26年度までの方が受講対象となります。

●「修了証書」

の年月日が、平成27年3月31日までの方が受講対象となります。

修了済ステッカー

